

意見回答

No	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見	理由	回答
1	3	2.1.(4) 調達の見直しについて	ソフトウェア著作権について、開発事業者保有の著作権物を利用して開発した場合、開発事業者保有の著作物の著作権は、開発事業者に留保されることでよろしいでしょうか。	生産性と品質向上のため、開発事業者保有の著作権物が、システム開発において有効である場合は、活用すべきと考えるためです。	提案依頼書に意見を反映します。
2	15	5.2.4.(2) 開発について	保守環境と研修環境について、本番環境の縮小環境にて整備することとありますが、設計・開発事業者が設計、構築、及びハードウェアの用意を行うのでしょうか。	設計・開発業者の具体的な責任範囲が不明確である様に見受けられるためです。。	提案依頼書に作業範囲を記載します。 設計・開発事業者は設計を行い、別途調達されるハードウェア・ソフトウェア納入事業者が構築及びハードウェア・ソフトウェアの納入を行います。ただし構築に必要な設定値の作成及び開発アプリケーションの導入は、設計・開発事業者が行うものとします。
3	22	7.提案依頼事項	調達時の提案方法(フォーマットや要綱、構成など)の指定をして頂きたいと考えております。	提案事項のモレをなくすため。また、貴機構による提案内容の比較検討を容易にするためです。	調達時に提案書作成要領を提示します。
4	22	7.提案依頼事項	総合評価基準の明確にお示し頂きたいと考えております。	適切なご提案をさせて頂きたいと考えるためです。	調達時に総合評価基準書を提示します。
5	1/1	提案依頼書(案) 業務・機能要件定義書(業務要件ID: Y001)	「提案依頼書(案)」には業務処理簡素化・効率化施策として利用者登録申請の電子化が挙げられていますが、「業務・機能要件定義書」の利用申請情報登録の業務手続では、利用申請資料は郵送として記載されています。	提案依頼書(案)と業務・機能要件定義書との整合性がない様に見受けられます。	現行システムは、郵送・電子(一部)の両方による利用登録を行っています。 次期システムでは、新たに電子申請の利用者ID自動発行の仕組みを構築します。 新たに構築する電子申請利用者ID自動発行については、要件定義書に追加資料として明記します。
6	1/1	業務要件ID Y001 利用申請情報登録	通常申込は郵送による書類提出が必要となっておりますが、こちらの電子化も視野に入れたほうがよいと思われます。	提案依頼書(案)と業務・機能要件定義書との整合性がありません。しかし、電子化には審査の効率化という観点で、制度設計から必要になると思われます。	現行システムは、郵送・電子(一部)の両方による利用登録を行っています。 次期システムでは、新たに電子申請の利用者ID自動発行の仕組みを構築します。 新たに構築する電子申請利用者ID自動発行については、要件定義書に追加資料として明記します。

意見回答

No	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見	理由	回答
7	2,3	システム機能要件定義における処理パターンとデータアクセス定義の考え方について	ユーザ処理において、処理画面遷移後に新規入力・更新等を行う場合は、情報の変更処理前に、入力内容の確認を行う画面を表示する必要があると考えます。	利用者の誤操作の防止、また誤操作に起因する利用者からの問い合わせ対応業務の軽減になると考えるためです。	提案事項と考えます。 「ユーザインターフェース要件定義書の第3章 1 表示・レイアウト」を参照ください。
8	5	システム機能要件定義における処理パターンとデータアクセス定義の考え方について	メール上のリンクから処理画面に遷移する構成ですが、処理画面の表示前にユーザアカウントによる認証処理が必要であると考えます。	認証処理を実施しない場合、メール本文のリンクに、HTTPのパラメータとして認証情報を記載する必要があると想定しています。 その場合、メール本文に認証情報を記載することはセキュリティ的に問題があると考えするためです。	提案事項と考えます。
9	3	運用・保守要件定義書	運用作業項目の「5.ユーザ管理」のID管理において、管理者・職員のログインID、パスワードの発行、及び管理者等の権限変更の対応を行うと記載されています。上記業務に対する業務・機能要件定義がないためシステム化範囲外であると認識しますが、システム化範囲に含めるべきだと考えます。他のマスタ系情報の管理も同様に考えます。	システム化を行わない場合は、運用作業者が手作業により当該業務を実施すると想定しています。 DBのマスタ更新作業等の人的ミスによるリスク低減の必要があると考えためです。	提案依頼書に作業範囲を記載します。 システム化範囲となります。 要件定義に記載されている運用作業項目例は、要件定義作成段階での想定であり、必要となる業務要件及びシステム機能要件は、設計段階において明確にするものとします。 なお、運用保守要件定義書に記載している管理機能については全て構築の範囲となります。
10	1	移行要件定義書	「システム移行の実施」の(2)において、システム移行手順のユーザへの周知と記載されておりますが、ユーザとは福祉医療機構様、もしくはエンドユーザ様をさしているのか、また周知の方法を明確にする必要があると考えます。	作業範囲を明確化し、作業者との齟齬をなくすためです。	ユーザとは、利用機関を指します。 提案依頼書及び要件定義書を適切な文言に修正します。 利用機関への周知及び情報提供等のサポートについては作業範囲となります。 なお、システム移行手段の具体的方法は、設計段階にて検討することとします。
11	21/43 ～ 24/43	最適化計画別紙3将来体系(業務流れ図(将来))	事業者登録は、一部の事業者を除き、書面で行われているようですが、こちらの電子化の検討も必要ではないでしょうか。	同上	現行システムは、郵送・電子(一部)の両方による利用登録を行っています。 次期システムでは、新たに電子申請の利用者ID自動発行の仕組みを構築します。

意見回答

No	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見	理由	回答
12	3～4	システム方式要件定義書(第2章 外部インターフェース要件)	外部との連携は、ファイル連携のみでよいでしょうか。必要に応じてAPIの提供も検討すべきと考えます。	将来的な拡張を考慮するためです。	現時点でAPIの必要性は考えておりません。API提供によるメリット(コスト含む)については提案事項と考えます。
13	1/4	最適化計画別紙3将来体系(実体関連図(将来))	ロールの種類とその定義が不明です。	ご教示ねがいます。	ロールの種類・定義は、設計にて明確にすることとします。現行システムのロールの種類・定義は、閲覧資料にて確認が可能です。
14		資料全般(用語について)	下記用語の定義が必要と考えます。 外部機関,利用機関,情報提供機関,取込機関(委託業者orヘルプデスク),推進機関,評価機関,利用者,一般利用者,会員など。	特に利用者・一般利用者・会員といった文言、同義が不明です。ご教示ねがいます。	意見にある用語の定義を明確にし、調達時に提示します。
15	17	提案依頼書5.2.7(1)	ユーザへの周知について 被介護福祉者等の不特定多数へのシステム切替を周知の要否を記載頂きたくご検討をお願いします。	入札条件を明確化するため	ユーザとは、利用機関を指します。 提案依頼書及び要件定義書を適切な文言に修正します。 利用機関への周知及び情報提供等のサポートについては作業範囲となります。 なお、システム移行手段の具体的方法は、設計段階にて検討することとします。
16	18	提案依頼書5.2.7(2)	データ移行に関して不備データのデータ量および既存システムの文字コードについては明示願えますようお願いいたします。	入札条件を明確化するため	・現時点では、不備データは無いと想定しておりますが、不備データの有無及びデータ量については設計・開発事業者が現行システムの担当と協力して調査することにより明確にするものとします。 ・文字コードにつきましては、基本的にSJISを使用しておりますが、一部UNICODEを使用しています。
17	26	提案依頼書11.4.(4)	現行システムの設計書の複製を許可するよう条件を緩和していただくようお願いします。(用語辞書を含む)	現行システムに関する設計情報を必要とするたびに機構に閲覧に訪れた場合、設計効率が著しく損なわれるため。	提案依頼書に意見を反映いたします。 別途機密保持契約を締結することで、現行システムの設計資料が提示可能となるように条件を緩和いたします。
18	-	業務・機能要件定義書	業務要件に適合するパッケージソフトがあった場合パッケージソフトを使用することは可能かについて記載をお願いします。	入札条件を明確化するため	提案事項と考えます。 採用する技術に関してはシステム方式要件定義書を参照すること。

意見回答

No	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見	理由	回答
19	1	ユーザインターフェイス要件定義書 第3章1	携帯電話端末で提供する機能の範囲について記載をお願いします。	入札条件を明確化するため	要件定義書を修正し、iモード対応を行うコンテンツを明確にします。 携帯電話端末で提供する機能は次のとおりです。 ・介護保険事業者情報の検索 ・障害福祉サービス事業者情報の検索 ・社会福祉施設の検索 ・医療機関の検索 ・イベント等の開催情報
20	1	ユーザインターフェイス要件定義書 第3章1	携帯電話端末のサポート機種範囲はどこまでか記載をお願いします。	入札条件を明確化するため	要件定義書を修正いたします。 cHTMLをサポートする機種を対象とします。
21	3	2.2.1(委託目的)情報システム・ネットワーク構成等の見直し	「Javaとリレーショナルデータベースによる共通的な機能群を中心とした構成」とありますが、プログラム言語をPHPなど別の言語にて開発を行うことをご検討される予定はないでしょうか？	サーバサイジング適正化など負荷分散を考える上で、Linuxサーバ及びPHPの採用が望ましいと考えます。	Javaによる開発に限定するものではありません。 採用する技術については、システム方式要件定義書を参照すること。
22	1	次期システム要件定義書 業務・機能要件定義書 第2章 システム機能要件	情報提供機関が使用する「コンテンツ管理」と利用者が使用する「WEBフロント」の別ドメインによる管理をご検討される予定はないでしょうか？	情報提供機関と利用者の使用WEBページ(ドメイン)を明確に区別することで、画面の混同を防止し、セキュリティ対策が行いやすくなります。	提案事項と考えます。
23	-	次期システム要件定義書 業務・機能要件定義書 業務要件定義書 (Y011)	画面デザイン仕様書の作成は、ご検討される予定はないでしょうか？	アクセシビリティの観点より、デザインに関しても、密接な関係があると考えます。	本設計・開発事業者が、基本設計・詳細設計工程で画面設計を行うものと考えます。

意見回答

No	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見	理由	回答
24	-	次期システム要件定義書 業務・機能要件定義書 業務要件定義書 (Y011)	介護保険サービス事業者情報、障害福祉サービス事業者情報など各WEBページのボタン配置及びイメージの統一をご検討される予定はないでしょうか？	アクセシビリティの観点により、画面の統一を行うことにより、利用者の利便性は大幅に向上すると考えられます。	本設計・開発事業者が、基本設計・詳細設計工程で検討するものと考えます。
25	-	次期システム要件定義書 業務・機能要件定義書 業務要件定義書 (Y011)	各WEBページのHTML言語をHTML4.0からXHTML1.0にバージョンアップさせることをご検討される予定はないでしょうか？	HTML言語のバージョンアップを行うことにより、外部検索エンジン等での情報収集機会が増加することが予想されます。	質問の意図が不明確ですが、WEBページ作成言語をHTML4.0に限定するものではありません。 採用する技術については、システム方式要件定義書を参照すること。
26	1	移行要件定義書 第2章 システム移行	システム移行の実施において、現行システムと新システムのURL移行も御考慮されていますでしょうか。	「WAMNETオープン」に位置する情報公開資料などは、外部検索エンジン及び他WEBサービスにより、ハイパーリンクが張られている可能性があり、新システム移行に際して混乱を招く可能性があります。	現行と同じURLとします。
27	-	-	現行システムにて運用されているiモード及びLモード画面の仕様開示をお願いいたします。	現行のサイトの仕掛けの状況から、仕様の明確化が必要かと考えます。	現行のiモード及びLモード画面の仕様は、閲覧資料にて確認することが可能です。 なお、画面については次のURLにより、確認する事が可能です。 ・ http://www.wam.go.jp/i/ ・ http://www.wam.go.jp/L/ No52の回答も参照ください。
28	2	移行要件定義書 第3章 データ移行	移行対象コンテンツに「9 介護様式事例集」と「11 支援費様式事例集」も含まれていますが、様式が古く現在未使用の資料も多く含まれますが、データの移行を行う必要があるのでしょうか？	最新の様式集を集めて掲載をした方が良いのではないのでしょうか。	事例集の様式については、移行時点での最新版を移行対象とします。
29		業務・機能要件定義書 3 対象コンテンツ	掲載情報の「13 支援費様式事例集」は、「障害者自立支援様式事例集」へ変更した方が宜しいのではないのでしょうか？	支援費のままだと使用されていないため。	事例集の様式については、最新版に変更します。

意見回答

No	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見	理由	回答
30	業務・機能要件定義書	業務要件一覧及び業務要件定義書 及び最適化計画資料 別紙3	要求定義の情報に不足があります。 冒頭の利用機能登録はデータのやり取りや処理が詳細に記述されているのに対して、後半に記述される掲載情報等については、要求定義の情報が不足しており内容を把握する事が困難です。 現在気付いたものについて、以下№2～№4に意見を述べさせていただきます。 注釈 意見にある「№2～№4」は、意見を一覧にしたため本資料では、№31～№33を指します。	要求定義の情報が不足しており見積り積算ができません。 例えば、「登録」機能とありますが、コンテンツの種類や事業者毎に異なるフォーマット毎に画面や処理が必要になると想定します。登録内容によってはサブ画面や内部のロジックが複雑になる場合があり、共通の「掲載情報登録処理画面」の1画面だけの提示となっているため、見積の積算ができな状況です。 下記に示すような要件定義情報の提示をお願いします。 ○現状の情報提供元毎の電子媒体、紙媒体のフォーマットや内容の提示 ○将来構想のフォーマット ○「登録」処理<システム機能ID: K032>の詳細提示 ・入力データ、登録の条件 ・入力データ毎の登録サブ画面 ・想定格納データ項目 ・登録確認後処理 等	・閲覧資料にて、現行システムの仕様が確認可能です。 ・閲覧資料にて、要件定義の不足部分をご確認ください。 ・将来構想のフォームについては、本設計・開発の範囲とします。
31	業務・機能要件定義書	業務要件一覧及び業務要件定義書	最適化計画資料 別紙3 将来体系の機能構成図(DMM)、機能情報関連図(DFD)、業務流れ図(WFA)のレベル1で記述されている「事業者情報管理」の登録処理について、画面・帳票の詳細化をお願いします。	要求定義の情報が不足しており見積り積算ができません。 「業務流れ図(将来)」中の外部機関による登録・更新パターンを提示していますが、そのパターン毎に登録画面が必要と思われます。掲載情報管理とまとめて「掲載情報登録画面」の1つとなっており処理の詳細化をお願いします。	画面・帳票の詳細化は、本設計・開発の範囲と考えます。
32	業務・機能要件定義書	業務要件一覧及び業務要件定義書	最適化計画資料 別紙3 将来体系の機能構成図(DMM)、機能情報関連図(DFD)、業務流れ図(WFA)で記述されている帳票として、「C001利用者申請書」の1つとして定義しているが、業務流れ図(WFA)では、<通常申込>と<準機関>の2種類あり、それぞれの帳票として、<通常申込>→[利用者申請書]、<準機関>→[準利用申請書]となっています。	要求定義の情報が不足しており見積り積算ができません。 利用者毎に統一されたフォーマットであれば、2帳票となりますが、利用者毎に異なるフォーマットの場合のそのケース分帳票を作成する必要があります。	現行システムの利用者申請書に関する帳票は、閲覧資料にて確認が可能です。 次期システムにおいてもこの帳票を踏襲します。

意見回答

No	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見	理由	回答
33	業務・機能要件定義書	業務要件一覧及び業務要件定義書	最適化計画資料 別紙3 将来体系の機能構成図(DMM)、機能情報関連図(DFD)、業務流れ図(WFA)で記述されている他システムとの連携「利用機関登録DFD」において、利用申請と連携する【貸付総合電算システム】及び【退職手当共済システム】は、＜共済電子利用機関＞の説明で良いでしょうか。であるならば、利用申請との連携はこの2システムのみとの認識でよろしいでしょうか。	要求定義の情報が不足しており見積り積算ができません。 貴機構内の保有するシステムを継続して利用との記述もありますので、他システムとの連携について下記情報の提示をお願いします。 ○「別紙3 将来体系 3.(1)情報システム関連図」の機構内の他システムを具体的に明示するとともにその他連携システムとのデータ連携フォーマットや方式の提示をお願いします。 ○「別紙3 将来体系 4.(1)ネットワーク構成図」のノーツサーバの既存システム活用の具体的な内容の提示をお願いします。 (どのようなシステムが何個あり、活用のために当該システムをどのように利用しようとしているのか。)	・利用申請と連携する【貸付総合電算システム】及び【退職手当共済システム】は、＜共済電子利用機関＞を説明するものではありません。 ・福祉医療機構内の保有する他システムとは、現在、退職手当共済、福祉医療事業報告書及び基金事業助成金交付要望の「電子申請システム」を指します。 ・現時点では、システム連携は要件とは考えておりません。ただし、今後の拡張の可能性があるため、柔軟な構成が必要な旨を提案依頼書に記載します。 ・現行システムのノーツサーバの詳細情報は閲覧資料にて確認が可能です。
34	業務・機能要件定義書	業務要件一覧及び業務要件定義書 及び最適化計画資料 別紙3	業務運用に関する情報に不足があります。 業務運用として人手を介さなければならない作業とシステム化を行うものを要件定義での明確化をお願いします。 貴機構職員が実施する作業、別途調達される運用保守業務にて実施する作業、本調達に含まれる作業を提示願います。	要求定義の情報が不足しており見積り積算ができません。 例えば、紙情報は、人手を介してパンチしているのでしょうか。PDF等にして、簡易電子化しているのでしょうか。システム化の範囲に含まれる場合は、具体的な方式等提示をお願いします。	・業務運用については、要件・機能定義書の業務要件定義書の業務手続記述欄に●：システム手続き、○：マニュアル手続きとして記載してありますので参照ください。 ・ヘルプデスクに関する職員作業及び運用・保守事業者作業については、業務流れ図(WFA)にて確認ください。 ・別途調達する運用・保守事業者は、ヘルプデスクを含む運用・保守業務を行います。詳細は役割分担表を参照ください。 ・本調達で行う設計には、業務流れ図(WFA)に示す業務を踏まえた詳細な業務設計(ヘルプデスク業務含む)およびそこで利用されるシステム設計を含みます。またその他運用保守業務の設計として、提案依頼書に示す運用保守業務基本設計を含みます。詳細は、役割分担表を参照ください。 ・現状の業務運用については、閲覧資料にて確認が可能です。

意見回答

No	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見	理由	回答
35	提案依頼書 4	2 委託目的と委託範囲 2.1 委託目的 (4) 調達方式の見直し (イ) 外部委託業務の適正な管理	サービスレベル契約(SLA)のサービスレベル管理指標等をご提示いただけますでしょうか。	応札にあたり、サービスレベル管理指標の実現可能性を評価する必要があります。	提案依頼書にサービスレベル契約(SLA)の考えについて記載します。 サービスレベル契約(SLA)は、運用・保守事業者と締結するものであり、運用・保守事業者調達段階で検討するものとします。
36	提案依頼書 5	2.2 委託範囲	要件定義書には詳細なビジネスロジック等記載されておられません。記載されていない部分について、現行を踏襲するのであれば、その旨明記のうえ、現行システムに関する資料の閲覧を可能としてください。	要件定義書に記載されている情報だけでは見積もりが困難と考えます。そのため各業者の見積もりに大きな差異が発生し、公平な入札ができないと考えます。	・要件定義に詳細な記載がない部分については、現行を踏襲することとします。 ・閲覧資料にて、現行システムの設計資料の確認が可能です。
37	提案依頼書 6	3. スケジュール表3-1 主たるマイルストーン	業務の繁忙期である4月～6月の間にシステムを移行するのはリスクが高いと考えます。主たるマイルストーンについて、前倒しでご提案させていただくことは可能でしょうか。その際は、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者、運用・保守事業者のスケジュールについてもスケジュールを前倒しのご提案をいたします。	繁忙期であり、報告業務期間である4月～6月の間にシステムを移行するのはリスクが高く、場合によってはリスク削減のために、二重の投資が必要になることも考えられるため、繁忙期を避けたシステム移行を検討されることが、本調達の基本理念である効率化とコスト削減に寄与するものと考えます。	スケジュールの前倒しは検討しませんが、スケジュールは修正し、提案依頼書及び要件定義書を修正します。
38	提案依頼書 7	4.受託条件及び開発条件等 4.1 受託条件 (2) 認証・資格	以下の(イ)の文言への変更及び(ウ)の削除をご検討いただけますでしょうか。『(イ)財団法人日本情報処理開発協会によるISMS適合性評価制度の認証、もしくはプライバシーマーク認定制度を取得していること。』	ISMSも情報セキュリティの認定が含まれており、その管理手法はJIS Q15001と同等といえます。よって同じ条件を2つ指定する必要はないと考えます。	(ウ)を削除します。
39	提案依頼書 13	5.2.3 設計・開発実施計画書の策定	PJMO事業者が策定した開発標準・開発手順を提示いただけますでしょうか。	実行レベルの詳細な開発基準書・開発手順書等を制定するためのお見積りに影響するため、PJMO事業者が策定した開発標準・開発手順の提示が必要と考えます。	落札後に事業者に提示することとします。

意見回答

No	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見	理由	回答
40	提案依頼書 15	5.2.4 システムの設計・ 開発(2)開発(工)	研修環境・保守環境の導入構築作業は、HW/SW納入事業者の実施範囲と理解してよろしいでしょうか。	工数見積もりに影響があります。	提案依頼書に作業範囲を記載します。 設計・開発事業者は設計を行い、別途調達されるハードウェア・ソフトウェア納入事業者が構築及びハードウェア・ソフトウェアの納入を行います。ただし構築に必要な設定値の作成及び開発アプリケーションの導入は、設計・開発事業者が行うものとします。
41	提案依頼書 16	5.2.6 運用設計及び運用・保守引継ぎ (1)運用保守業務基本設計	「運用・保守事業者は、運用保守業務設計を基に、運用・保守業務の設計等を行うものとする。」とありますが、マスタースケジュール上は、保守・運用事業者が設計を行うようには見うけられません。基本設計に限らず、その後の設計も本調達の委託範囲である場合は、その旨を明記くださるようお願い致します。	「5.2.6 運用設計及び運用・保守引継ぎ(3)運用・保守業務の引継ぎ」には、引継ぎの内容は「設計・開発したアプリケーションに関する事項ではなく…」とあり、「5.2.6 運用設計及び運用・保守引継ぎ(1)運用保守業務基本設計」の記載と矛盾いたします。お見積に影響するため、役割分担の明確化をお願い致します。	提案依頼書、役割分担及び要件定義書を修正します。 設計・開発事業者は、運用開始後の運用・保守業務の基本設計を行い、運用・保守事業者は、設計・開発事業者が作成した運用保守業務基本設計を基に、運用開始後の、運用保守業務の詳細設計を行います。役割については、役割分担表を参照ください。 運用・保守業務の引継ぎについては、「5.2.6 運用設計及び運用・保守引継ぎ(2)ハードウェア・ソフトウェア納入事業者からの運用・保守引継ぎ」及び「(別紙2)役割分担表 9.業務引継ぎ」を参照ください。ハードウェア・ソフトウェア納入事業者から本設計・開発事業者が引継ぎをうけ、その内容も含めて運用・保守事業者は運用・保守業務の引継ぎを行います。
42	提案依頼書 22	6.3 知的所有権の 帰属	以下の文言の追加をご検討いただけますでしょうか。 「本設計・開発において作成した成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及び所有権は、機構に帰属する。(請負者又は第三者が従前より有する著作物に係る著作権は除く)但し、請負者は、かかる納入成果物について複製、二次的著作権物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させる権利を留保する。」	納入成果物については、請負者がこれを作成したものであり、独占的に貴機構が使用するものとなった場合は、請負者は、一切これを利用することができず、従前より請負者又は第三者が権利を有していたものはもとより、今回の業務により作成し、今後、再利用可能なものについても制限を受けることになり、請負者の事業活動(例えば類似成果物を他に提供すること)を著しく阻害することとなります。	提案依頼書に意見を反映します。
43	提案依頼書 23	9. 保証要件	以下の文言の追加をご検討いただけますでしょうか。 「本設計・開発事業者が、本設計・開発の実施にあたり、保証及び遵守すべき事項について以下に示す。ただし、システム用ハードウェア・ソフトウェア納入事業者および運用・保守事業者の責に帰すべき理由により、以下を保証及び遵守できなかった場合は、この限りではない。」	追記した部分までは、設計開発業者では担保できないと考えます。	提案依頼書に意見を反映します。

意見回答

No	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見	理由	回答
44	提案依頼書 23	9. 保証要件 (2)	「成果物については、提出期限内の確実な納入を保証すること。」の文言を以下の通り変更いただけますでしょうか。「成果物については、提出期限内の確実な納入を行うこと。」	期限内の納入を確実なものにするために、万全を期して対応いたしますが、万が一遅延してしまった場合の対応策をご提示ください。	提案依頼書に意見を反映します。
45	提案依頼書 24	10.1.1 必要条件	使用予定の契約書をご提示いただけますでしょうか。	契約内容を事前に把握しておくことが必要と考えます。	調達時にご提示いたします。
46	提案依頼書 26	11.4 機密保持 (1)	以下の文言への変更をご検討いただけますでしょうか。「知り得た情報」「明確に秘密と指定して開示された情報」	漠然とした規定のもとでは、どちらの当事者も実際に何が相手方の秘密であるか不明のまま、広範な機密保持義務を負うこととなりますが、このような義務の確実な履行は両当事者にとって過度の負担を与えることとなります。	提案依頼書に記載の通りとします。 契約締結時に、双方協議の上決定することとします。
47	提案依頼書 26	11.5 損害賠償	以下の文言の追加をご検討いただけますでしょうか。「なお、請負者の損害賠償責任は、請求の原因を問わず、機構に現実に発生した通常かつ直接の損害に対する、受領済み請負代金相当額を累積限度額(請負者が損害金、遅滞金及び違約金等を支払うべき場合、かかる金額についても限度額が適用され、かかる金額は当該限度額に充当される)とする金銭賠償に限られるものとする。」	受託者に対して、事前に予測ができない無限定の損害賠償責任を半永久的に課するような損害賠償を避けることで、合理的分担を図れると考えます。	限度額については、契約締結時に、双方協議の上決定することとします。 また、請負者の損害賠償責任範囲について提案依頼書の記載を見直します。
48	業務・機能要件定義書 2	第2章 システム機能要件 3 対象コンテンツ	今回調達対象となるコンテンツは、「管理対象コンテンツ」の記載以外にもありますでしょうか。	管理対象コンテンツの数はお見積の額に影響するため、正確な情報が必要です。	要件定義書の追加資料にて調達対象となるコンテンツを明記します。
49	業務・機能要件定義書 N/A	業務・機能要件定義書全体	都道府県センター、都道府県独自システムについて特に記載がありませんが、廃止されると理解してよろしいでしょうか。廃止されない場合、都道府県センター、都道府県独自システムについて記載していただけますでしょうか。	開発工数の見積もりに影響すると考えます。	都道府県センター、都道府県独自システムは廃止にはなりません。 都道府県センター、都道府県独自システムについては、閲覧資料にて確認が可能です。

意見回答

No	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見	理由	回答
50	業務・機能要件定義書 N/A	業務要件ID Y010 掲載情報の一括取込	次の外部仕様は原則として変更できないと認識しております。要件定義書に記載していただけますでしょうか。 ■介護事業者情報 取込I / F仕様書 一括取込I / F仕様書 ダウンロード・ファイル仕様書 ■病院・診療所情報 外部インターフェース仕様書(厚生労働省 施設基準データ) 外部インターフェース仕様書(厚生労働省 動態データ) 外部インターフェース仕様書(日本医療機能評価機構 評価データ) ■障害者福祉サービス事業者情報 指定機関管理台帳とWAM NETのインターフェイス仕様書 都道府県/全国一括ダウンロード ファイル レイアウト 上記外部仕様について、詳細を開示いただけますでしょうか。	開発工数の見積もりに影響すると考えます。	閲覧資料にて確認が可能です。
51	業務・機能要件定義書 N/A	業務・機能要件定義書全体	第三者評価、外部評価、介護福祉士等事業報告、看護師等事業報告、介護保険Q&Aの詳細仕様はワークフローが存在し、厚生労働省、都道府県への確認が必要になると認識しておりますが、正しいでしょうか。	開発工数の見積もりに影響すると考えます。	提案者の理解の通りです。 詳細は閲覧資料にて確認が可能です。
52	業務・機能要件定義書 N/A	業務・機能要件定義書全体	i-mode/L-mode対応コンテンツについて特に記載がありませんが、廃止されると理解してよろしいでしょうか。廃止されない場合、i-mode/L-mode対応コンテンツについて明記していただけますでしょうか。	開発工数の見積もりに影響すると考えます。	・L-modeのコンテンツについては廃止する。 ・i-modeについては、要件定義書を修正します。詳細は、No19、No20を参照ください。
53	業務・機能要件定義書 N/A	業務・機能要件定義書 コンテンツ別業務処理量	コンテンツごとのデータ項目数の開示をお願いします。	開発工数の見積もりに影響すると考えます。	閲覧資料にて確認が可能です。

意見回答

No	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見	理由	回答
54	運用・保守要件定義書 3	第3章 システム運用作業 1 システム運用作業	現在のWAM NET運用監視システムでは電子申請システムなどWAM NET以外のシステムも監視していると認識しております。次期システムでの監視対象範囲を提示いただけますでしょうか。	監視システムの設計工数見積りに影響すると考えます。	要件定義の追加資料にて監視対象範囲を明確にします。
55	システム方式要件定義書 3	第2章 外部インターフェース要件	WAMNETにより他システム(退職システム)を含めたユーザー情報管理、シングルサインオン、SSL通信を実現していると認識しております。次期システムにおいて必要であれば明記いただけますでしょうか。	認証部分で他システムにかかわる部分がある場合は、要件として明記していただけないと、正確な見積もりができず、公平な入札ができないと考えます。また現在の機能を実装しない場合退職システムの使用に支障が出ると考えます。	次期システムにおいても必要であり、要件定義書の追加資料にて明確にします。
56	システム環境要件定義書 6	第2章 ハードウェア要件 1 サーバ要素 (2) サーバ共通仕様 第7項目	「CPUは、処理能力拡張が可能な空きスロットを有すること。」という一文について、削除いただくか、「CPUは、機器を変更せずに処理能力拡張が可能であること」に変更することをご検討いただけますでしょうか。	物理的な空きスロットは、仮想化などのソリューションを考慮するとコストの無駄になる可能性があります。物理的な空きスロットがなくても容易に処理能力拡張が可能と考えます。	意見を要件定義書に反映いたします。
57	システム環境要件定義書 10	第3章 ソフトウェア要件 (1) ソフトウェア要素一覧 SW25	全ての通信を暗号化するのではなく、SSH等の、管理者が必要な際に暗号化通信が行えるソフトウェアを想定しておりますが、その理解で正しいでしょうか。	全ての通信を暗号化するのは、コスト的にメリットは少ないと考えます。	提案者の理解の通りです。 設計段階で要件を明確にするものとします。
58	移行要件定義書 N/A	移行要件定義書全体	電子申請システムの移設は調達外という理解でよろしいでしょうか？	本調達で実施する場合は、記載が必要と考えます。	電子申請システムの移設は、設計・開発調達の対象外となります。なお、移行に伴い設計・開発事業者が実施する必要がある作業については、役割分担表に記載します。 電子申請システムについては、要件定義書の追加資料にて明確にします。
59	移行要件定義書 2	第3章 データ移行	各コンテンツのデータ数、データ容量を明記していただけますでしょうか。	データ移行の見積もりを行うために必要と考えます。	閲覧資料にて確認が可能です。
60	提案依頼書 (案) 4	2.1(4)(イ)外部委託業務の適正な管理	「サービスレベル契約(SLA)を導入する。」 【質問】 具体的な契約内容はどのようになりますでしょうか。	サービスレベル契約の内容につきましては、入札時の事前開示が必要と考えます。	提案依頼書にサービスレベル契約(SLA)の考えについて記載します。 サービスレベル契約(SLA)は、運用・保守事業者と締結するものであり、運用・保守事業者調達段階で検討する。

意見回答

No	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見	理由	回答
61	提案依頼書 (案) 5	2.2委託範囲 表 2.2-1	調達対象業務 【質問】 ASP/SaaSでは、ハードウェア等の納入・設置は不要になります。本項目については、そのような形態を採用することは可能でしょうか。	従来型のシステム導入だけではなく、ASP/SaaS型でのシステム導入であれば下記のメリットがあると考えます。 理由1: 早期運用開始可能。 理由2: 運用・保守コストの極小化 理由3: セキュリティの強化。 理由4: 拡張性 理由5: フレキシビリティ 理由6: 品質の高さ	意見にあるような形態(ASP/SaaS方式)の採用は想定しておりません。
62	提案依頼書 (案) 20	6.1成果物及び提出期限	【追記】 ASP/SaaS方式の採用によりウォーターホール方式でなく、プロトタイプ開発手法を採用する場合は、一部設計書は不要とする。	従来のウォーターホール方式と違いプロトタイプ開発手法では、工数の大幅な軽減を行っておりますので、成果物に差が発生します。 SaaS型の開発手法の特徴である基盤の機能にお客様要求を付加していく開発手法では、要件定義書はありますが、外部設計書、内部設計書は不要なものと考えます。	ウォーターホール方式以外の開発手法を排除することは想定しておりませんが、品質確保、今後のメンテナンスなどを考慮し、外部設計書、内部設計書に相当する設計書の作成は必要と考えます。
63	提案依頼書 (案) 25	11.3瑕疵担保責任	賠償の請求 【質問】 上限と期限は通常定義されているものと考えます。具体的な上限と期限を提示いただくことは可能でしょうか？		提案依頼書に記載の通りとします。 「情報システムに係る政府調達の基本指針 2007(平成19年)3月1日」に基づき、契約締結時に、双方協議の上決定することとします。
64	ユーザインターフェース 要件定義書 1	第3章	【質問】 ASP/SaaSでは、ユーザインターフェースの画面表示、レイアウトについては標準のものを活用することでASP/SaaSのメリットを最大化することができますが、そのようなご提案をすることは可能でしょうか？	従来型のシステム導入だけではなく、ASP/SaaS型でのシステム導入であれば下記のメリットがあると考えます。 理由1: 早期運用開始可能。 理由2: 運用・保守コストの極小化 理由3: セキュリティの強化。 理由4: 拡張性 理由5: フレキシビリティ 理由6: 品質の高さ	標準を活用することは問題ありませんが、福祉医療機構が実現したい画面表示などが採用する標準により制約を受けるような場合は、これを認められません。

意見回答

No	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見	理由	回答
65	ユーザインターフェース要件定義書 1	第3章 1表示・レイアウト	携帯電話端末で表示する画面については、携帯電話端末で容易に参照できる画面構成とすること。 【質問】 携帯電話端末の利用に際して、要件はどのようになりますでしょうか？具体的な機能のご提示を希望します。		携帯電話端末で提供する機能は次のとおりです。 ・介護保険事業者情報の検索 ・障害福祉サービス事業者情報の検索 ・社会福祉施設の検索 ・医療機関の検索 ・イベント等の開催情報 機能の詳細は、閲覧資料にて確認が可能です。
66	ユーザインターフェース要件定義書 2	第4章 帳票	【質問】 印刷必要な帳票のフォーマットは何種類あるでしょうか？ また、すでに決まっている帳票のフォーマットがあれば、事前にいただくことはできるでしょうか？		現行システムの帳票は閲覧可能とする資料にて確認が可能です。
67	システム環境要件定義書 2	第2章 ハードウェア要件	「技術参照モデル(TRM)調査報告書TRM活用と技術評価のガイドライン」の「TRM技術一覧DB」に記載の内容に可能な限り準拠した製品等でシステム構築を行うこと。 【質問】 本ガイドラインはシステム構築にASP/SaaSを組み合わせたケースを想定していませんが、ASP/SaaSを利用する場合にどのような対応が必要になるでしょうか？		No61の回答のとおり、ASP/SaaS方式の採用は想定しておりません。 意見内容が「システム環境要件定義」に見当たらなかったため、対象資料を、「システム方式要件定義書」と認識しました。
68	システム環境要件定義書 4	第2章 ハードウェア要件	「ここで言うハードウェア要素とは、ここに記載した機能を有する装置という意味であり、物理的なサーバ機器をさすわけではない。」 【追記】 ASP/SaaS方式を採用する場合は、記載した機能を装置という形ではなくサービスにて提供すること。	ASP/SaaSの場合はベンダーのデータセンター内の機器をご利用いただくことになりますので、機器の納入は伴いません。	No61の回答のとおり、ASP/SaaS方式の採用は想定しておりません。

意見回答

No	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見	理由	回答
69	システム環境要件定義書 5	第2章 ハードウェア要件	ノーツサーバ 【質問】 現行のノーツサーバを継続利用したシステム開発を行うことが必要条件ということによろしいでしょうか？		現行のノーツサーバを継続利用したシステム開発は、必須要件ではありません。
70	セキュリティ要件定義書 3	第3章(2)情報セキュリティ対策の策定	「システム稼動時点でのシステム導入ハードウェア及びアプリケーションに関する種類やバージョン情報、すべての設定項目について文書化すること。」 【質問】 ASP/SaaSでは、ハードウェアとソフトウェアを組み合わせた一つのサービスとして成立しているため、サービス単位での種類やバージョン情報、設定項目の文書をご提供することになりますかよろしいでしょうか？	弊社Salesforce.comのサービスは、ハードウェアとソフトウェアとそれらの運用、保守、バージョンアップを組み合わせた一つのサービスとして第三者機関の認証を受けています。 ・ISO 27001 ・SAS70 Type2	No61の回答のとおり、ASP/SaaS方式の採用は想定しておりません。